

告示

埼玉県告示第六百九十三号

測量計画機関である川島町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県比企郡川島町大字角泉地内

四 作業期間

令和六年五月一日から令和六年六月二十八日まで